

草津市国民健康保険運営協議会 平成28年度第2回

日時 平成29年1月31日（火）13時30分～14時30分

場所 市役所 4階 行政委員会室

出席者

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 辻 良彦委員

岡田 義博委員 岡山 茂子委員

保険医・薬剤師代表：村瀬 利恵子委員 服部 政憲委員

橋本 賢治委員

被用者保険代表：長澤 和博委員 若林 善文委員

谷 英知委員

事務局

太田健康福祉部長、富安健康福祉部理事

西健康福祉部副部長、田中保険年金課長

永池納税課長、居川介護保険課長

紫田保険年金課副参事、大西税務課専門員

小花保険年金課主査、美馬健康増進課保健師

部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の太田でございます。委員の皆様方には、たいへん御多用のなか、また、寒い日になりましたですけれども草津市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。本来ですと、市長が出席をさせていただき、皆様に御挨拶申しあげるところでございますが、本日は、他の公務のため、出席することができませんので、代わりまして、一言御挨拶を申しあげます。

さて、国民健康保険に関わる情勢等についてでございますが、国におきましては、去る12月22日に平成29年度の予算政府案が閣議決定され、国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費などが、予算措置されたところでございます。

また、滋賀県におきましては、今年度中に滋賀県国保運営方針案を策定するため、各市町と協議が進められておりまして、納付金および標準保険料率の試算も始まっているとことごとございます。

本日は、本市の平成29年度の国民健康保険事業の運営につきまして、事務局より、ご説明させていただきますが、平成30年度からの国民健康保険の財政運営の都道府県への移行に向け、本市の国民健康保険財政を取り巻く環境が大きく変化しています。こうしたことから現時点において平成30年度以降の収支見込を推計することは大変難しい状況になっていますが、今後の国保運営に着きまして、国の動向や経済情勢などを注視するとともに、国保財政運営の都道府県への移行がスムーズに行えるよう計画的に進めてまいりたいと考えています。

今後とも、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申しあげまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 審議事項

##### (1) 平成29年度草津市国民健康保険の財政運営について

###### ○国民健康保険の状況について

平成29年度の被保険者数は前年度より若干減少して25,363人を見込んでおり、一般被保険者は増加傾向ですが、退職被保険者は、減少すると見込んでいます。

世帯数については、平成29年度は見込みが15,796世帯となっており、前年度と比較してわずかに増加しています。

介護保険第2号被保険者については、平成29年度見込みが7,360人となっており、平成28年度と比較してわずかに減少しています。

###### ○保険給付費の推移について

平成29年度は、全体で、87億2400万円で、前年比104.02%で、増加を見込んでいます。

1人あたり医療費の推移については、年々増加しています。

###### ○後期高齢者支援金等の推移について

後期高齢者支援金については、平成29年度は、概算金額と当該年度の精算額の合計で、13億9712万7千円で、前年比98.56%で、減少を見込んでいます。

介護納付金については、平成29年度は、概算金額と当該年度の精算額の合計で、4億7789万3千円、前年比102.08%で、増加を見込んでいます。介護納付金1人あたり負担額については、67,200円の見込みで、前年と比較して増加しています。

前期高齢者交付金については、平成29年度は、概算金額と当該年度の精算額の合計で、41億1766万8千円、前年比106.33%で、増加を見込んでいます。前期高齢者支交付金1人あたり負担額については、平成29年度は、468,330円の見込みで、年々増加傾向にあります。

###### ○国民健康保険税の推移について

賦課区分ごとの収支状況に応じて、年度ごとに税率等の見直しを行っています。また、課税限度額は、国の税制改正の大綱による地方税法等の改正に基づいて見直しを行っています。平成26年度以降、調定額は減少傾向にあります。

○国民健康保険特別会計の決算状況について

平成28年度につきましては、平成27年度から2億9280万1千円を繰越し、2億3315万6千円を基金として積み立てる見込みです。

準備積立金の状況につきましては、平成28年度末保有額は、5億4267万2千円という状況です。

○国における制度改正について

- ・国保税の軽減判定所得の見直し

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割及び2割軽減基準額が見直しされます。

- ・高額療養費制度の見直し

平成29年8月1日と平成30年8月1日の2段階に分けて70歳以上の者の高額療養費の算定基準額について、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、基準額の引き上げなどの見直しがされるものでございます。

○国民健康保険の財政運営について

現行税率での財政収支見込みについては、国の財政支援等や基金を取り崩しながら、最終的には平成29年度末の準備積立金保有額は、1億4568万4千円の見込みを立てております。

準備積立金の基本的な考え方については、急激な医療費の負担増など予測できない支出に対応するため、一定の準備積立金を保有することにあります。

平成29年度までは平成27年度から保険財政共同安定化事業が全ての医療費に拡大され、また、平成30年度から都道府県に財政安定化基金が創設されるなど、急激な医療費負担へのリスク軽減が図られることから、平成29年度までの財政収支を見込み、準備積立金の財源を使いながら、被保険者の負担軽減を図ります。

平成30年度以降は財政安定化基金や保険給付費等交付金の創設により、医療費の増減のリスクを市町村が負う必要は無くなりますが、予期せぬ支出増や収入減に対応するため、引き続き市町村において、準備積立金を保有し、国保財政基盤の安定化のために活用することが国から示されています。平成30年度以降の準備積立金のあり方については、今後の財政収支見込み等を見ながら検討する必要があります。

○平成29年度の国民健康保険税率について

平成29年度につきましては、後期高齢者支援金分と介護保険分は、概ね必要額が確保できる見込みであり、医療保険分は、現在保有する準備積立金を活用することで必要額を確保することができます。

県による納付金や標準保険料率の正確な数値は、平成29年度後半に示される予定で

あり、現時点で平成30年度以降の財政収支の見通しが立てられない状況です。

平成30年度の税率については、平成29年度後半に県から示される標準保険料率の試算結果および公費のあり方の検討結果等を踏まえて、慎重に検討を進めます。

#### 質疑等

Q：資料9ページの「3. 今後の国民健康保険の財政運営について」における急激な医療費の負担増など予測できない支出に対応するため、一定の準備積立金を保有するとありますが、この「一定」とはどのくらいの額なのか。例えば給付費や保険税の一定割合を保有すると決まっているのでしょうか。

また、資料10ページの「4. 平成29年度の国民健康保険税率について」にあるように、医療保険分については準備積立金を活用して収支の均衡を図るとあったが、準備積立金を活用していくことで今後の財政運営に支障をきたすということはないのでしょうか。

A：一点目の「①の基本的な考え方」の中の「一定」については、以前からもご説明させていただいていますが、国の基金保有に関する考え方を目安としておりまして、国は過去3年間の保険給付費の平均の5%程度ということを示しています。草津市の場合ですと4億円程度ということになり、急激な医療費の増減に備えるためにも、一定額保有するべきではないかと考えています。

二点目の今後の財政収支については、説明させていただきましたとおり、平成30年度からは国保財政運営は県に移行されるため、平成28年11月から県において平成27年度の実績を利用して納付金や標準保険料率の算定が始まりました。また、平成29年1月末に国の係数等を利用して2回目の納付金や標準保険料率が示されており、納付金や標準保険料率が一定示されてきたところであります。今後、平成29年度の夏頃に再度国から保険者努力支援制度や特別調整交付金のあり方を納付金の算定システムに反映させていくと示されていますので、平成29年度の夏頃にはある一定の数字が出てくるのではないかと考えられます。そのような中、現時点では平成30年度の収支見込がたてられず、一定数字が示されれば、基金等を考慮し、税率の検討することができますが、現時点では税率の検討は出来ないというのが現状であります。また、説明は割愛いたしましたが、平成29年度の保険税率につきましては、据え置きたいと考えています。

Q：基本的には被用者保険の負担の軽減を前提として考えていただけだと思いますが、ここにあるように「予期せぬ支出増や収入減に対応するため、引き続き市町村において、準備積立金を保有するよう」とありますが、予期せぬ支出増とは具体的にはどのようなものですか。

A：企業の倒産等による被保険者数の急激な増に伴う医療費の増が挙げられますが、この医療費の増については一定県の基金の中でリスクの回避は出来ると考えられます。ただし、今後県の運営方針の中で検討される医療費水準の反映の仕方によっては、リスクの発生が見込まれ、また、被保険者数の減少により、保険料収入が減少する可能性もあり、国としては具体的な数字は示してはいないものの、一定基金を保有するよう示していると考えられます。

Q：矛盾しているのではないのでしょうか。前段で医療費のリスクを負わないとあるが。

A：リスクを負わないですが、前回制度改正の概要の中で説明させていただきましたが、納付金の算定の中では被保険者数と所得の割合に医療費水準を乗じて納付金を算定すると示されており、医療費水準の影響によりリスクが発生する可能性が考えられることから、リスク回避のため一定額の基金を保有するよう示していると考えられます。

Q：3ページにあります「(6) 国民健康保険税の推移」にある介護保険分の収納率がその他と比べて低いと考えられますが何か要因はあるのですか。

A：収納率につきましては、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分すべての収納率が一致するのがいいのですが、各区分においてそれぞれ年齢要件があり、どうしても介護保険の区分にあたる年齢要件に該当する被保険者の収納率が低いためであると考えられます。詳細な分析はしていないため、具体的な理由は申し上げることができませんが、おそらく一般的には40歳くらい方は会社の被用者保険への加入が多いと考えられますが、失業等によりこの年齢層の国保への加入が増加し、失業や就職できたとしても派遣等の雇用形態によりどうしても国保税の支払が困難になり、結果収納率が低くなっているのではないかと推測されます。

Q：区分ごとにより優先順位をつけて徴収しているわけではないのですね。

A：各区分平等に徴収を行っています。

Q：4 ページの特定健康診査等事業費についてですが、事業費が大きく増大していると思いますが、それに伴う成果はあるのでしょうか。また、国・県の補助はそれぞれ1/3と国の基準で定められていますが、国が示す基準と実際の費用額の差はどれくらいでしょうか。

A：国が示す基準と実際の費用額の差は現状すぐにお示しすることはできませんが、特定健康診査については、これまで40～64歳の方については、一定1,300円の負担をお願いしていたのですが、平成28年度から無料化いたしました。また、毎年目標の受診率を掲げており、平成28年度は55%を、平成29年度は60%を目指し、その目標受診率をもとに予算措置をしているため、決算額であり、目標受診率に届かなかった平成27年度とは、差が出てきているところであります。平成28年度に関しては、無料化だけではなく、様々な啓発活動を行っており、具体的には9月に南草津の駅前で啓発活動を行ったり、公用車に特定健康診査の無料化のパネルを張ったりいたしました。また、嘱託職員による未受診者への受診勧奨を行っており、平成28年度につきましては現時点で3,200件の勧奨を行いました。日曜日には職員により平日電話がつながらなかった被保険者の方へ電話勧奨を行いました。受診率については、平成26年度は38.0%、平成27年度は36.7%と若干低下していますが、平成28年度につきましては、無料化の影響により受診率は上昇するのではないかと考えています。

Q：国が示す基準は実際の費用額と比較して低く、その差額は市町村が負担していると思われれます。

A：特定健康診査につきましては、国が示す基準と実際の費用額の差の一部は一般会計からの繰入を行っており、一般の市民の方からのご支援をいただいています。

Q：平成28年度は具体的に受診率が向上するとの見込みはあるのでしょうか。

A：55%の目標の達成は困難であると思われれますが、受診率向上に向け、事業を進めています。

Q：前回説明いただきました健幸ポイントですが、実績等は出ているのでしょうか。

A：健幸ポイントですが今年度は2月末までの実施を予定しています。1月末までに交換に来られているのは542名であり、2月末まで実施していますので、窓口に来られた方に対しては、ポイントの交換をしていきます。

Q：だいたい予定数どおりですか。

A：予算では800名程度を見込んでおりました。12月～1月にかけて100名程度申請に来られており、年度末にかけて増加傾向であり、800名までは難しいとは思いますが、順調にこなれていると思います。

#### 委員意見

・財政安定化基金が創設され、予期せぬ支出増や収入減に対応する場合、県の基金を借りることになりますが、現在国の予算が何百億単位で減少しており、当然これに伴い県への配分も減少することになります。現在は無利子で借りることができるがあるが、この点も変更があるかもしれない。よって、準備積立金については今後もある一定保有していく方向で検討していくべきではないか。